

特別職の職員等の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月26日

静岡県知事 鈴木康友

静岡県条例第51号

特別職の職員等の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(特別職の職員等の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 特別職の職員等の給与等に関する条例(昭和46年静岡県条例第25号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、前項の者がそれぞれその基準日現在(離職し、又は死亡した者にあつては、離職し、又は死亡した日現在)において受けるべき報酬月額又は給料月額及びその報酬月額又は給料月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に <u>100分の170</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3・4 (略)	(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、前項の者がそれぞれその基準日現在(離職し、又は死亡した者にあつては、離職し、又は死亡した日現在)において受けるべき報酬月額又は給料月額及びその報酬月額又は給料月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に <u>100分の175</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3・4 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第2条 特別職の職員等の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、前項の者がそれぞれその基準日現在(離職し、又は死亡した者にあつては、離職し、又は死亡した日現在)において受けるべき報酬月額又は給料月額及びその報酬月額又は給料月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に <u>100分の175</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応	(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、前項の者がそれぞれその基準日現在(離職し、又は死亡した者にあつては、離職し、又は死亡した日現在)において受けるべき報酬月額又は給料月額及びその報酬月額又は給料月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に <u>100分の172.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応

じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3・4 (略)

別表第1 (略)

非常勤の特別職の職員の報酬

区 分		報 酬 額
議 員	議 長	月額 <u>1,023,000円</u>
	副 議 長	月額 <u>904,000円</u>
	その他の議 員	月額 <u>834,000円</u>
教育委員会の委員		日額 <u>35,500円</u>
選挙管理 委員会の 委員	委 員 長	日額 <u>39,100円</u>
	その他の委 員	日額 <u>35,500円</u>
人事委員 会の非常 勤の委員	委 員 長	日額 <u>39,100円</u>
	その他の委 員	日額 <u>35,500円</u>
非常勤の監査委員		日額 <u>35,500円</u>
公安委員 会の委員	委 員 長	日額 <u>39,100円</u>
	その他の委 員	日額 <u>35,500円</u>
労働委員 会の委員	会 長	日額 <u>39,100円</u>
	その他の委 員	日額 <u>35,500円</u>
収用委員 会の委員	会 長	日額 <u>39,100円</u>
	その他の委 員	日額 <u>35,500円</u>
海区漁業 調整委員 会の委員	会 長	日額 <u>39,100円</u>
	その他の委 員	日額 <u>35,500円</u>
内水面漁 場管理委 員会の委 員	会 長	日額 <u>39,100円</u>
	その他の委 員	日額 <u>35,500円</u>
附属機関	委員長又は	日額 <u>12,000円</u>

じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3・4 (略)

別表第1 (略)

非常勤の特別職の職員の報酬

区 分		報 酬 額
議 員	議 長	月額 <u>1,061,000円</u>
	副 議 長	月額 <u>937,000円</u>
	その他の議 員	月額 <u>865,000円</u>
教育委員会の委員		日額 <u>36,800円</u>
選挙管理 委員会の 委員	委 員 長	日額 <u>40,500円</u>
	その他の委 員	日額 <u>36,800円</u>
人事委員 会の非常 勤の委員	委 員 長	日額 <u>40,500円</u>
	その他の委 員	日額 <u>36,800円</u>
非常勤の監査委員		日額 <u>36,800円</u>
公安委員 会の委員	委 員 長	日額 <u>40,500円</u>
	その他の委 員	日額 <u>36,800円</u>
労働委員 会の委員	会 長	日額 <u>40,500円</u>
	その他の委 員	日額 <u>36,800円</u>
収用委員 会の委員	会 長	日額 <u>40,500円</u>
	その他の委 員	日額 <u>36,800円</u>
海区漁業 調整委員 会の委員	会 長	日額 <u>40,500円</u>
	その他の委 員	日額 <u>36,800円</u>
内水面漁 場管理委 員会の委 員	会 長	日額 <u>40,500円</u>
	その他の委 員	日額 <u>36,800円</u>
附属機関	委員長又は	日額 <u>12,500円</u>

(この表において別に定めるものを除く。)の委員その他の構成員	会長		
	委員 (委員長又は会長を除く。)		日額 <u>11,100円</u>
	試験委員		日額 <u>11,100円</u>
公害審査会の委員	審査会に出席した場合	会長	日額 <u>12,000円</u>
		その他の委員	日額 <u>11,100円</u>
	公害に係る紛争の処理に当たった場合		日額 <u>16,100円</u>
精神保健福祉審議会の委員			日額 <u>12,000円</u>
精神医療審査会の委員			日額 <u>13,100円</u>
選挙管理委員会に臨時に補充された補充員			日額 <u>12,000円</u>
(略)			
労働委員会のあつせん員			日額 <u>11,100円</u>
収用委員会に臨時に補充された予備委員			日額 <u>11,100円</u>
土地収用法第15条の3に規定するあつせん委員			日額 <u>11,100円</u>
精神保健指定医			診察1件につき <u>9,100円</u>
			1日につき <u>35,300</u>

(この表において別に定めるものを除く。)の委員その他の構成員	会長		
	委員 (委員長又は会長を除く。)		日額 <u>11,500円</u>
	試験委員		日額 <u>11,500円</u>
公害審査会の委員	審査会に出席した場合	会長	日額 <u>12,500円</u>
		その他の委員	日額 <u>11,500円</u>
	公害に係る紛争の処理に当たった場合		日額 <u>16,700円</u>
精神保健福祉審議会の委員			日額 <u>12,500円</u>
精神医療審査会の委員			日額 <u>13,600円</u>
選挙管理委員会に臨時に補充された補充員			日額 <u>12,500円</u>
(略)			
労働委員会のあつせん員			日額 <u>11,500円</u>
収用委員会に臨時に補充された予備委員			日額 <u>11,500円</u>
土地収用法第15条の3に規定するあつせん委員			日額 <u>11,500円</u>
精神保健指定医			診察1件につき <u>9,500円</u>
			1日につき <u>36,600</u>

その他の非常勤の特別職の職員	<p>円（知事が特に認める場合にあつては、88,000円）を超えない範囲内において、一般職の職員の給与との権衡を考慮して任命権者が定める額（必要に応じ、時間額、月額又は年額とすることができる。）</p>
----------------	---

その他の非常勤の特別職の職員	<p>円（知事が特に認める場合にあつては、88,000円）を超えない範囲内において、一般職の職員の給与との権衡を考慮して任命権者が定める額（必要に応じ、時間額、月額又は年額とすることができる。）</p>
----------------	---

別表第2 (略)

常勤の特別職の職員の給料

区 分	給 料 月 額
知 事	<u>1,301,000円</u>
副 知 事	<u>1,063,000円</u>
教 育 長	<u>824,000円</u>
人事委員会の常勤の委員	<u>745,000円</u>
常勤の監査委員	<u>745,000円</u>
(略)	
がんセンター事業の管理者	<u>745,000円</u>
(略)	

別表第2 (略)

常勤の特別職の職員の給料

区 分	給 料 月 額
知 事	<u>1,349,000円</u>
副 知 事	<u>1,102,000円</u>
教 育 長	<u>854,000円</u>
人事委員会の常勤の委員	<u>772,000円</u>
常勤の監査委員	<u>772,000円</u>
(略)	
がんセンター事業の管理者	<u>772,000円</u>
(略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第1条、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の特別職の職員等の給与等に関する条例（以下「改正後の特別職条例」という。）の規定は、令和6年12月1日から適用する。
- 改正後の特別職条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の特別職の職員等の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の特別職条例の規定による期末手当の内払とみなす。